

宅地開発事業に伴う「資源回収場所・ごみ集積所」設置の事前相談シート

(宅地開発事業の位置) 足立区
(開発事業者) 所在地 事業者名 (担当者名) 連絡先

(1) 資源回収場所・ごみ集積所の計画

■当計画の宅地数は()宅地)である。

5宅地以上の場合、事業区域内に「資源回収場所・ごみ集積所」を設置すること。5宅地未満でも、既存の「資源回収場所・ごみ集積所」が利用できない場合は、「資源回収場所・ごみ集積所」を設置すること。
設置に際し、清掃事務所と事前協議を行うこと。

当事業では、「資源回収場所・ごみ集積所」を計画地内に新設する。

計画上の面積 () m ²

≧

必要面積 0.15×_____宅地 = () m ²

設置計画の面積は有効である。

※「資源回収場所・ごみ集積所」の設置においては、次の事項に留意すること。

- ①ブロック等で囲う場合は、内側の面積で必要面積を満たすようにすること。
- ②ゴミストッカー等の設置については、清掃事務所と協議すること。
- ③駐停車禁止区域(交差点やバス停付近)に隣接する位置は避けること。
- ④通り抜けができない道路に面して設置しないこと。
- ⑤ごみ収集の妨げとなるガードパイプ、植栽等がある場所は避けること。
- ⑥私道の通行を要する場所は避けること。

近隣への説明について

「資源回収場所・ごみ集積所」の位置について、近隣住民に説明済みである。

説明日 _____年 _____月 _____日

当事業では、既存の「資源回収場所・ごみ集積所」を利用する。

宅地開発事業区域内において、「資源回収場所・ごみ集積所」の設置が困難な場合は、事業区域から歩行距離100mの範囲内に「資源回収場所・ごみ集積所」があり、当該区域の居住予定者の利用に関して土地所有者、周辺住民、町会・自治会等関係者から書面による同意が得られた場合は、「資源回収場所・ごみ集積所」を整備しないことができる。

別紙の協議書に必要とされる関係者の承諾を得て(記入・押印)、事業者名等の記入、社印押印のうえ提出すること。

(2) 足立清掃事務所との協議(「資源回収場所・ごみ集積所」の位置について)

1. 協議日 _____年 _____月 _____日
2. 清掃事務所担当者()
3. 指摘 (あり・なし)
4. 指摘事項等

--

※宅地開発事業を行う場合は、足立区宅地開発事業調整条例を遵守し、本事前相談シートに基づき、適正に「資源回収場所・ごみ集積所」の設置を行うこと。